

令和8年6月19日

半田市議会 議長 澤田 勝 様

住所：
氏名：
電話：

【件名】

町内会における令和8年度役員選挙手続の不適正および市民協働課の不作為に関する調査と是正措置を求める陳情書

【陳情の趣旨】

令和8年度半田一区（岩滑西町地区）役員選挙において、

- ① 規約に反する選任手続
- ② 虚偽内容の掲示文書
- ③ 区長による説明義務の不履行
- ④ 市民協働課による相談対応の不適切および記録不作成が確認されました。

これらは、地域自治の適正な運営および住民の権利保護の観点から看過できず、市議会において事実関係の調査と行政への是正措置を求めるものです。

【陳情の理由】

1 規約に反する役員選任

岩滑西町規約第4条は、役員定数を「4名（±1名で3～5名）」と定めています。しかし令和8年度は立候補者6名全員を当選とし、投票を実施しませんでした。これは規約に明確に反し、住民の投票機会を奪う重大な問題です。

2 虚偽内容の掲示文書

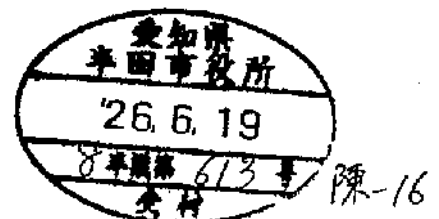
令和8年2月9日付で掲示された文書には、「立候補者が定数を超えなかったため選挙は行わない」と記載されていましたが、実際には6名で定数超過でした。虚偽内容の掲示により、住民が誤った情報を与えられた事実は重大です。

3 区長による説明義務の不履行

私が提出した説明要求書に対し、区長からは一切の回答がありませんでした。住民からの正式な説明要求に応じないことは、選挙管理者としての責務を果たしていないものと考えます。

4 市民協働課の不適切な対応

市民協働課に相談したところ、「一般論のみ」「関与できない」として事実確認を行わず、さらに「同趣旨の問い合わせには回答しない」と文書で回答されました。



5 情報公開請求に対する不自然な「文書不存在」回答

令和8年3月24日の相談に関する

- ・市民相談記録表
- ・内部検討文書
- ・区長とのやり取り記録

を情報公開請求したところ、

「公文書として作成していないため不存在」との回答でした。

しかし、住民相談への対応、区長への事情聴取、回答文書の作成が行われているにもかかわらず、記録が一切存在しないという回答は行政実務上極めて不自然であり、記録管理の適正性に重大な疑義があります。

【議会に求める事項】


- 1 岩滑西町地区役員選挙手続に関する事実調査
- 2 市民協働課の相談対応および記録管理の適正性に関する調査
- 3 市に対し、地域自治組織の選挙手続に関する適正な助言体制の整備を求めること
- 4 必要に応じて、関係者への説明要求および改善措置の検討

以上、地域自治の健全性確保のため、本陳情についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

尚、情報公開請求に対し「文書不存在」との回答があり、その理由について説明を求めています。現時点で回答はありません。

以上

【陳情書 添付資料一覧表】

陳情者： 

件名：岩滑西町における令和8年度役員選挙手続の不適正および
市民協働課の不作為に関する調査と是正措置を求める陳情

下記の資料を陳情書に添付いたします。

【資料1】

令和8年2月9日付掲示文書（「立候補者が定数を超えなかったため選挙は行わない」と記載された文書）

【資料2】

令和8年度 選挙公示文書（定数「5名」と明記された文書）

【資料3】

岩滑西町規約（第4条：役員定数に関する規定）

【資料4】

区長宛て説明要求書（提出済・未回答）

【資料5】

市民協働課への「話し合いの場の設置依頼書」

【資料6】

市民協働課からの回答文書

それに対する市民協働課の回答文書（立会い拒否）

（「関与できない」「同趣旨の問い合わせには回答しない」等の記載）

【資料7】

情報公開請求に対する回答文書

（市民相談記録表・内部文書・区長とのやり取り記録が

「公文書として作成していないため不存在」とされた通知）

【資料8】

不存在理由の説明要求書（提出済）

以上

掲 示

掲示期限：令和8年2月28日

令和8年2月9日

半田一区区民 各位

半田一区区長 中島 隆
選挙管理委員長 森 幸典

令和8年度半田一区役員の選挙について

記

立候補者が定数を超えませんでしたので、全員当選とし、投票は行いません。

掲 示

12/20 区議会提出文書
〔資料2〕

⑥

掲示期限：令和8年2月22日

令和8年2月1日

半田一区区民 各位

半田一区区長 中島 隆
選挙管理委員長 森 幸典

令和8年度半田一区役員の選挙について（告示）

記

1 選挙

ア 立候補受付期間…2月1日（日）から2月7日（土）まで

イ 定数

a 区長、区長代理、副区長は、それぞれ1名 公民館長が抜けている。

b 町内会長は、各町内で1名

c 区議会議員は、新生町・宝来町・奥町9名、平井町7名、平和町8名、岩滑西町5名

※立候補者が定数を超えない場合は、全員当選とし、投票は行わない。

2 投票がある場合

ア 投票用紙各戸配付…2月10日（火）から2月19日（木）まで

イ 投票締切…2月19日（木）

ウ 開票…2月22日（日）修農公民館にて

※投票用紙への記入は、ボールペンかインクで行う。

3 立候補

ア 立候補する者は、半田一区既定の立候補届出書を立候補受付期間内に選挙権のある半田一区区民の推薦者名を添えて、選挙管理委員会に届け出る。なお、立候補届出書は、区長又は選挙管理委員長から受け取る。

イ 立候補者は、他の立候補者の推薦者となることはできない。

ウ 成人（18歳以上）の半田一区区民は、立候補者の推薦者となることができる。ただし、立候補者の同居人及び同居家族は、推薦者となることはできない。

エ 区長は、立候補受付期間内に、次年度の町内会長、区議会議員の候補者を選出推薦することができる。

オ 区長は、次年度の区長、区長代理、副区長の候補者を選出推薦することができる。

(区議会議員)

第4条

自治会「半田一区規約」第3条〈組織〉を順守する。

1. 区議会議員定数は、区3役(区長、区長代理、副区長)町内会長、監事、~~公民館長~~の役職者を含めて各町内戸数10戸に1名の割合で選出する。但し、町内の諸事情でその割合が維持できない場合は、区5役(区長、区長代理、副区長、会計、書記)および町内会長で協議し、区議会議員定数に対し、1名の変動を認めることとする。
2. 議員定数は各町内会の「世帯数÷10」を基本とし、小数点以下は、切り捨てとする。
3. 候補者が定数に満たない場合でも補欠選挙は行わない。欠員とする。
4. 1項のとおり、あらかじめ決められた区会議員の定数を変更してはならない。
5. 区議会議員の任期は1年とする。再選を妨げない。

(区5役)

第5条

自治会「半田一区規約」第3条〈組織〉を順守する。

1. 自治会「半田一区」は、効率的な運営のため、区長、区長代理、副区長、会計、書記、監事、監査役の職を設ける。
区長、区長代理、副区長は、地域住民の直接選挙で選出する。
会計と書記は、半田一区区議会議員から選出する。
監事は、半田一区区議会の前年度区長、前々年度区長が務める。
監査役は、半田一区区議会の前度区長が務める。
2. 半田一区区長の任期は、1年とする。
区長代理、副区長の任期は、1年とする。再選をさまたげない。
会計、書記の任期は、2年とする。再選をさまたげない。

(神明社氏子総代・観音会館総代)

第6条

1. 神明社氏子総代・観音会館総代は、神明社氏子総代代表・観音会館館長が人選をして任命する。再選をさまたげない。
2. 神明社氏子総代代表・観音会館館長は、任命した神明社新氏子総代・観音会館新役員氏名を速やかに半田一区区長に届け出をし、半田一区区議会の承認を受ければ足りる。あらためて半田一区区民による信任投票選挙は行わない。
3. 半田一区区長は、神明社新氏子総代・観音会館新役員を委嘱する。

説明要求書

半田一区選挙管理委員会 御中

私は、半田一区における令和8年度区議会議員選挙の手続きについて、選挙管理委員会が行った一連の対応に重大な疑義を抱いています。

また、区議会においても、「選挙管理委員会の報告事項なので、質問は受け付けない」との姿勢で、納得のいく説明がなされていません。

つきましては、下記の事項について文書にて明確な説明を求めます。

記

【1】立候補者数と選挙実施の判断について

2月1日付の選挙公示において、岩滑西町の議員定数を「5名」と明記したところに、立候補者が6名あった。にもかかわらず、「立候補者が定数を超えなかったため選挙は行わない」とした文書を掲示した。この文書は「虚偽」となるが、選挙管理委員会の見解を示されたい。

【2】岩滑西町の事情について

2月22日の選挙管理委員会で、「岩滑西町の事情を受け入れた」との趣旨の説明があったが、具体的に説明されたい。

【3】規約第4条との整合性について

規約第4条では、定数は「世帯数÷10（小数点以下切捨て）を基本とし、±1名の変動を認める」とされている。

岩滑西町の世帯数47に基づく定数は4名（変動により3～5名）であり、6名当選という決定は規約上の根拠を欠くと考えるが、選挙管理委員会の見解を示されたい。

以上につき、令和8年3月31日までに文書にて回答されたい。

令和8年3月21日

住所：

氏名：

市民協働課長  様

5/20

ご回答ありがとうございました。

町内会内部では、問題が解決しなかったため市民協働課に相談をし、解決の糸口を見つけたかったのですが、「今後の対応につきましては、…ご自身においてご判断のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。」では、振り出しに戻ってしまいました。そこで、令和8年度半田一区（岩滑西町地区）役員選挙に関し、区長および選挙管理委員会に対して提出した説明要求書への回答が得られておらず、また総会における区長の説明内容についても規約との整合性が確認できない状況です。

つきましては、住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するため、市民協働課の立会いのもと、現区長との一対一の話し合いの場を設けていただきたく、下記のとおり正式に依頼いたします。

記

【1】話し合いの目的

岩滑西町地区における令和8年度役員選挙について、以下の点について区長の認識を確認し、事実関係を明確にすること。

【2】話し合いで確認したい事項（事前提示）

- ① 立候補者数（6名）と選挙実施判断の整合性について
- ② 「岩滑西町の事情」と説明された内容の具体的根拠について
- ③ 規約第4条（定数規定）との整合性と立候補者への意思確認について
- ④ 令和8年2月9日付掲示文書の作成経緯について
- ④ 私が提出した説明要求書に対し選挙管理委員会が回答しなかった理由について

【3】市民協働課にお願いしたいこと


- ① 話し合いの場の設定（日時・場所の調整）
- ② 話し合いの内容について、議事録を作成し、後日写しを提供いただくこと
（※議事録作成が困難な場合は、録音の許可をお願いいたします）
- ③ 区長の説明内容について、制度上の一般的な見解を最後に示していただくこと

【4】依頼の趣旨

本件は、選挙規約の遵守に関わる重大な問題であり、区長の説明が文書でも総会でも十分でなかったため、住民として事実確認を行う必要があります。

市民協働課には、住民相談への助言・調整の役割があると認識しておりますので、公平な立場での立会いをお願いするものです。

以上、話し合いの場の設置についてご検討いただき、令和8年5月28日までに文書またはメールにてご回答いただきますようお願い申し上げます。



様

5/28

先般お答えしましたとおり、自治区は地域住民の自主的な地縁組織であり、市がその運営や個別案件の取扱いに直接関与する権限はございません。したがって、「住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するための話し合い」およびそれに付随する対応（立会い、調整、記録作成等）につきましては、恐れ入りますが、貴殿において自治区へ直接お申し出のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

また、当課の回答としてお示しできる内容は以上となります。今後、本回答の範囲を超えない同一趣旨のお問い合わせをいただいた場合には、前回答および本回答のとおりとして、回答を差し控えさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

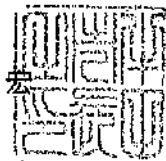
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(請求者)

様

(実施機関)

半田市長 久世孝宏



半田市情報公開可否決定通知書

あなたから請求のあった情報の閲覧等につきましては、半田市情報公開条例第9条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 請求のあった情報

受付年月日 令和8年5月29日

情報 令和8年1月24日から2月22日までの半田一区役員選挙の期間中に発生した、岩滑西町地区における役員選任問題について、令和8年3月24日に市民から企画部市民協働課に対して行われた相談とその後の対応に関する一切の文書

①相談者と市民協働課の対応が分かる文書「市民相談記録表」など

②相談対応後に市民協働課内部で作成された文書「経過報告書」「決裁文書」など

③市民協働課と区長とのやりとりが分かる文書

※ 対象期間：令和8年3月24日から本日まで。

2 可否の決定内容

一部否（個人情報、公文書不存在）

3 指定期日及び場所

指定期日 _____

場所 _____

4 否とした場合の理由

別紙のとおり

5 備考

(1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、半田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として（訴訟において半田市を代表する者は半田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（情報公開可否決定通知書別紙）

情報公開非公開等理由書	
文書名	令和8年1月24日から2月22日までの半田一区役員選挙の期間中に発生した、岩滑西町地区における役員選任問題について、令和8年3月24日に市民から企画部市民協働課に対して行われた相談とその後の対応に関する一切の文書 ①相談者と市民協働課の対応が分かる文書「市民相談記録表」など ②相談対応後に市民協働課内部で作成された文書「経過報告書」「決裁文書」など ③市民協働課と区長とのやりとりが分かる文書
決定内容	上記の文書につきましては、下記の理由により （ 全部否・ <u>一部否</u> ・一時否・不存在・存否応答拒否 ）とします。
根拠条文	① 半田市情報公開条例第6条第1項第1号に該当するため。 ② 半田市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないため。 ③ 半田市情報公開条例第7条に該当するため。
その理由	上記①のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び個人を識別することができる肩書は、半田市情報公開条例第6条第1項第1号の個人情報に該当するため、非公開とする。 上記②、③は、半田市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書として作成していないため、非公開とする。

電子決裁承認記録

分類コード	001-007-001-014-66969	起案日	令和 8年 4月23日
文書番号	8半市協第165号	決裁日	令和 8年 4月23日
件名	ホームページから（企画部市民協働課（本庁舎））への問い合わせ（町内会の選挙の件）		
回 議 記 録			
主管課	企画部 市民協働課		供 覧
区分	職 名	氏 名	職 名 氏 名
起案	市民協働担当 主事	██████████	
承認	市民協働担当 主査	██████████	
決裁	市民協働課 課長	██████████	

住所2: 

令和8年4月23日

様

市民協働課長

お問い合わせ「町内会の選挙の件」について

このたびはお問い合わせいただきありがとうございます。

お問い合わせのありました、半田1区における令和8年度区議会選挙に関する手続きについて、
にお時間をいただき、様から伺った内容をお伝えしたうえで、本件についての対応をご相談したところ、4月26日（日）に開催される区総会にて、当該選挙に係る事情の説明をされる旨をお伺いいたしました。

誠に恐れ入りますが、お問い合わせの内容につきましては、上記の区総会にて直接、詳細をお聞きいただければ幸いに存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

(この件に関するお問い合わせ先)

企画部市民協働課

TEL 0569-84-0609

電子決裁承認記録

分類コード	001-007-001-014-66969	起案日	令和 8年 5月 1日
文書番号	8半市協第192号	決裁日	令和 8年 5月 1日
件名	市民協働課への問い合わせ※町内会選挙について		
回 議 記 録			
主管課	企画部 市民協働課		供 覧
区分	職 名	氏 名	職 名 氏 名
起案	市民協働担当 主事	[REDACTED]	
承認	市民協働担当 主査	[REDACTED]	
決裁	市民協働課 課長	[REDACTED]	

日付	2026/04/28 18:17:48
差出人	██████████
宛先	'半田市 市民協働課' <s-kyodo@city.handa.lg.jp>
CC	
件名	町内会選挙の件
添付	

【メール無害化処理通知（URLマスク）】

メール無害化による「URLマスク」
が実施されたメールです。
先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、
「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（HTMLのテキスト変換）】

メール無害化による「HTMLのテキスト変換」
が実施されたメールです。
先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、
「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

市民協働課長 ██████████ 様

早速の対応ありがとうございます。

市民協働課の対応について、分からないことがあるので教えてください。

市（市民協働課）は町内会に対してどこまで助言・指導・勧告ができるのでしょうか。

選挙公示で定員5人としながら6人当選させるという前代未聞の行為に対して

市は区に対してやり直しをするように何（助言・指導・勧告）をしたのか。

虚偽文書を掲示したことについて、市は区に対して破棄するように

何（助言・指導・勧告）をしたのか。

区長（選挙管理委員）が総会で話したことは、規約を逸脱した内容だった。

様

自治区は、当該地域の住民による自主的な地縁の組織であることから、市（市民協働課）は町内会を含め自治区の運営に直接関与することはできず、お問合せやご相談に対し助言させていただくことはございますが、指導や勧告はできないことをご理解ください。

本件につきましては、令和8年3月22日付にて様よりいただいたご意見についての区の対応を確認させていただくために、区長を始めとした区の関係者の皆様にご事情をお伺いするお時間をいただいたところです。その際、様のご意見をお伝えする中で、改めて区民の皆様今回の経緯と課題を説明することが求められる旨を助言させていただきました。なお、経緯説明の方法や説明内容について、周知方法を指示したり内容を添削したりするなど、市が直接的な関与はしておりません。

前述のとおり、市は区に対する指導・勧告の権限を有しないため、選挙のやり直しや文書の破棄、説明対応書に対する対応の是非については自治区が判断すべきものと認識しているほか、総会にて区長が話す内容についても事前に把握しておりません。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

電子決裁承認記録

分類コード	001-007-001-014-66969	起案日	令和 8年 5月20日
文書番号	8半市協第257号	決裁日	令和 8年 5月20日
件名	WEBからの問い合わせ（町内会選挙の件）		
回 議 記 録			
主管課	企画部 市民協働課		供 覧
区分	職 名	氏 名	職 名 氏 名
起案	市民協働担当 主事	██████████	市民協働担当 主事 ██████████
承認	市民協働担当 主査	██████████	市民協働担当 書記 ██████████
決裁	市民協働課 課長	██████████	市民協働担当 書記 ██████████

日付	2026/05/04 18:18:33
差出人	[REDACTED]
宛先	'半田市 市民協働課' <s-kyodo@city.handa.lg.jp>
CC	
件名	町内会選挙の件
添付	IMG_20260504_0001.pdf

【メール無害化処理通知（マクロ除去）】

メール無害化による「マクロ除去」が実施されたメールです。先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（URLマスク）】

メール無害化による「URLマスク」が実施されたメールです。先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（HTMLのテキスト変換）】

メール無害化による「HTMLのテキスト変換」が実施されたメールです。先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

市民協働課長 [REDACTED] 様

ご回答ありがとうございました。

先日、令和8年度半田一区役員選挙についてのお詫びの文書が回覧されました。（添付資料）

この回覧文書には、大きな問題点があります。

「立候補者が定数を超えませんでしたので、選挙は行いません」とした2月9日付掲示文書を破棄していません。→なぜ破棄しないのか？

「規約の認識不足」を認めながら、区長は「区の円滑な運営のためには、規約を杓子定規に当てはめるより岩滑西町の長年の努力を認めることが最善と考えた。」（主旨）と発言してい

ます。（ほとんどの区民は、それで良い、異議なしと感じているようです）

しかし、実際は、岩滑西町が決めた人数と規約があわなくなったことを丁寧に説明する職務を放棄したにすぎません。岩滑西町の委員も規約違反をゴリ押しています。→なぜ事前に候補としてお願いした方に規約を説明し立候補の意思を再確認しないのか？

今までに、市民協働課がとってくださったことは、「区民の皆様は今回の経緯と課題を説明す

ることが求められる旨を助言」した。しかし、区の重大な過ちである「虚偽文書の掲示」や

「定数を超えた当選者の決定」、「説明要求書への回答」は助言を行っていないということですね。

もし私の認識が間違っているようでしたら以下の件についてご回答ください。

再質問状（市民協働課）

令和 8 年 5 月 1 日付でいただいたご回答につきまして、以下の点についてなお不明確な部分

があるため、再度の説明を求めます。

【1】市民協働課の「助言」の具体的内容について

ご回答では「区長をはじめ関係者に事情を伺い、経緯説明が求められる旨を助言した」とあり

ますが、以下の点について明確な説明を求めます。

- (1) 助言の具体的内容（どのような点を説明すべきと伝えたのか）
- (2) 助言を行った日時、場所、出席者
- (3) 助言内容を記録した文書の有無
- (4) 助言が適切に履行されたかどうか、市として確認したのか

【2】市民協働課が把握している「事実関係」について

市は「区長から事情を伺った」と回答していますが、以下の点について事実確認が行われたか

明確にしてください。

- (1) 令和 8 年 2 月 9 日付掲示文書の内容が事実と異なる点について
- (2) 規約上、立候補者 6 名の場合は投票が必要である点について
- (3) 規約に反して 6 名当選とした判断の妥当性について
- (4) 選挙管理委員会が規約を誤認した経緯について
- (5) 6 名立候補しなければならない岩滑西町の町内事情について

これらの点について、市民協働課としてどこまで把握し、どのように評価しているのか、具体的にご回答ください。

【3】市民協働課の「関与できない範囲」と「助言義務」の境界についてご回答では「自治区は任意団体であり、市は指導・勧告できない」との説明がありましたが、以下の点について明確な説明を求めます。

- (1) 市民協働課が行う「助言」の範囲と限界
- (2) 規約違反や虚偽文書が発生した場合、市はどこまで事実確認を行うのか
- (3) 住民からの相談に対し、市が行うべき最低限の対応基準
- (4) 今回のケースにおいて、市民協働課が「助言義務」を十分に果たしたと判断する理由

【4】総会での区長説明についての市の認識

ご回答では「総会で区長が話す内容は事前に把握していない」とありますが、以下の点について説明を求めます。

- (1) 市民協働課は、総会で区長がどのような説明を行ったか把握しているか
- (2) 区長が「規約より事情が優先する」と説明したことを市は確認しているか
- (3) この説明が規約の趣旨に反することについて、市としての見解
- (4) 市民協働課として、区長の説明が適切であったと考えるか

【5】今後の対応について

今回の件は、規約違反・虚偽文書・選挙権侵害など重大な問題を含んでいます。市民協働課として、今後どのような対応を行うのか、具体的に示してください。

「市は区に対する指導・勧告の権限を有しないため、選挙のやり直しや文書の破棄、説明対応書に対する対応の是非については自治区が判断すべきものと認識している」しかし、助言はできるということなので、「虚偽文書の扱い」「規約より町内事情を優先させた選挙」について、一般論または、半田市の選挙管理委員会の常識の範囲で助言してほしい。

市民協働課ができないとなると法的手段によることとなります。この地に住み続ける立場としては、できれば避けたいです。よろしくお願いします。

■■■■■

回 覧

令和8年4月28日

半田一区 区民各位

半 田 一 区
区 長 渡 辺 泰 全
前 区 長 中 島 隆

令和8年度半田一区役員選挙についてお詫び

日頃は、半田一区行事、行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしにつきまして令和8年度半田一区役員について、岩滑西町地区は規約による定数5人より1人多い6人（町内会長1、区議会議員4、公民館長1）となっています。

※区議会議員の定数には、町内会長、公民館長を含めることになっています。

これは、新公民館長人選の遅れがあり（岩滑西町地区より選出）、通例の定数5人（町内会長1、区議会議員4）として進めたこともあり、選挙管理委員会の規約の認識不足による判断の遅れ等が生じてしまいました。また、そういった状況を受け岩滑西町地区の運営事情を考慮し、やむを得ず判断したものであります。

このような状況になったことを、区民の皆様には、心よりお詫び申し上げます。

今般、このような事情を考慮し、定期総会において選挙規約を改定しました。今後ともよりよい区運営を目指す所存でありますので、半田一区行事、行政に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

様

先般ご回答いたしましたとおり、自治区は地域住民の自主的な地縁組織であり、市は自治区の運営や個別案件の取扱いについて、指導・勧告等を行う権限を有しておりません。このため、当該事案に関しても、最終的な判断および対応は自治区において行われるべきものと認識しております。

また、市が行うことのできる「助言」は、自治区等からの照会や相談に対し、制度の案内や一般的な考え方をお伝えする等にとどまるものであり、個別案件の当否を断定したり、誤りの是正を求めたりする趣旨の関与はできません。したがって、本件のような個別案件に対して市が自治区へ是正を促す助言を行うことはいたしかねることから、様のご認識のとおり、「虚偽文書の掲示」や「定数を越えた当選者の決定」、「説明要求書への回答」といった個別案件に対しての助言は行っておりません。

さらに、自治区の運営は各地域の実情や経緯に基づき自主的に行われていることから、市が特定の自治区に対し、一般論や他機関における取扱い等を根拠として運営のあり方を論評・是正する立場にもございません。

つきましては、お住まいの自治区の運営に関するご提言や、必要に応じた法的手続の可否を含む今後の対応につきましては、恐れ入りますが、様ご自身においてご判断のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

電子決裁承認記録

分類コード	001-007-001-014-66969	起案日	令和 8年 5月27日	
文書番号	8半市協第286号	決裁日	令和 8年 5月28日	
件名	WEBからの問い合わせ「町内会選挙の件」(再回答)			
回 議 記 録				
主管課	企画部 市民協働課	供	覧	
区分	職 名	氏 名	職 名	氏 名
起案	市民協働担当 主事	██████████	市民協働担当 主事	██████████
承認	市民協働担当 主査	██████████	市民協働担当 書記	██████████
決裁	市民協働課 課長	██████████	市民協働担当 書記	██████████

日付	2026/05/20 22:36:44
差出人	[REDACTED]
宛先	'半田市 市民協働課' <s-kyodo@city.handa.lg.jp>
CC	
件名	町内会選挙の件
添付	事前協議書.pdf

【メール無害化処理通知（マクロ除去）】

メール無害化による「マクロ除去」が実施されたメールです。先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（URLマスク）】

メール無害化による「URLマスク」が実施されたメールです。先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

【メール無害化処理通知（HTMLのテキスト変換）】

メール無害化による「HTMLのテキスト変換」が実施されたメールです。先方からの添付ファイルの原本を確認する場合は、「メール原本保管システム」を利用してください。

～～ここから、先方からのメール本文～～

市民協働課長 [REDACTED] 様

ご回答ありがとうございました。

町内会内部では、問題が解決しなかったため市民協働課に相談をし、解決の糸口を見つけたかったのですが、「今後の対応につきましては、…ご自身においてご判断のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。」では、振り出しに戻ってしまいました。

そこで、令和 8 年度半田一区（岩滑西町地区）役員選挙に関し、区長および選挙管理委員会に対して提出した説明要求書への回答が得られておらず、また総会における区長の説明内容についても規約との整合性が確認できない状況です。

つきましては、住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するため、市民協働

課の立会いのもと、現区長との一対一の話し合いの場を設けていただきたく、下記のとおり正式に依頼いたします。

記

【1】話し合いの目的

岩滑西町地区における令和 8 年度役員選挙について、以下の点について区長の認識を確認し、事実関係を明確にすること。

【2】話し合いで確認したい事項（事前提示）

- (1) 立候補者数（6 名）と選挙実施判断の整合性について
- (2) 「岩滑西町の事情」と説明された内容の具体的根拠について
- (3) 規約第 4 条（定数規定）との整合性と立候補者への意思確認について
- (4) 令和 8 年 2 月 9 日付掲示文書の作成経緯について
- (4) 私が提出した説明要求書に対し、選挙管理委員会が回答しなかった理由について

【3】市民協働課にお願いしたいこと

- (1) 話し合いの場の設定（日時・場所の調整）
- (2) 話し合いの内容について、議事録を作成し、後日写しを提供いただくこと
（※議事録作成が困難な場合は、録音の許可をお願いいたします）
- (3) 区長の説明内容について、制度上の一般的な見解を最後に示していただくこと

【4】依頼の趣旨

本件は、選挙規約の遵守に関わる重大な問題であり、区長の説明が文書でも総会でも十分でなかったため、住民として事実確認を行う必要があります。

市民協働課には、住民相談への助言・調整の役割があると認識しておりますので、公平な立場での立会いをお願いするものです。

以上、話し合いの場の設置についてご検討いただき、令和 8 年 5 月 28 日までに文書またはメールにてご回答いただきますようお願い申し上げます。



様

先般お答えしましたとおり、自治区は地域住民の自主的な地縁組織であり、市がその運営や個別案件の取扱いに直接関与する権限はございません。したがって、「住民としての疑問点を明確にし、区長の認識を確認するための話し合い」およびそれに付随する対応（立会い、調整、記録作成等）につきましては、恐れ入りますが、貴殿において自治区へ直接お申し出のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

また、当課の回答としてお示しできる内容は以上となります。今後、本回答の範囲を超えない同一趣旨のお問い合わせをいただいた場合には、前回答および本回答のとおりとして、回答を差し控えさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

不存在理由の説明要求書

令和8年6月16日

半田市長 久世 孝宏様
(担当：企画部 市民協働課)

住所： [REDACTED]

氏名： [REDACTED]

連絡先： [REDACTED]

令和8年5月29日付で提出した情報公開請求

「令和8年1月24日から2月22日までの半田一区役員選挙期間中に発生した岩滑西町地区における役員選任問題について、令和8年3月24日に市民から市民協働課に対して行われた相談とその後の対応に関する一切の文書」に対する貴課の回答において、

- ① 市民相談記録表等の相談受付記録
- ② 市民協働課内部で作成された検討文書・経過報告書・決裁文書
- ③ 市民協働課と区長とのやり取りを示す文書

について、「公文書として作成していないため不存在」との回答を受けました。

しかしながら、本件は住民からの正式な相談であり、貴課は「区の皆様にご事情をお伺いする時間をいただいた」と説明しています。また、複数回にわたり文書回答を行っており、通常の行政実務に照らしても、相談受付記録や内部検討記録が一切作成されていないという回答は極めて不自然です。

つきましては、半田市情報公開条例第2条第2号の解釈および公文書管理の観点から、以下の点について文書にて説明を求めます。

記

【1】市民相談記録表等の相談受付記録が作成されなかった理由

- ・住民からの正式な相談であるにもかかわらず、相談受付記録を作成しなかった理由
- ・相談受付簿等に記録しない運用が存在するののか
- ・担当者名、相談日時、相談内容をどのように管理したのか

【2】内部検討文書・経過報告書・決裁文書が作成されなかった理由

- ・区長から事情を聴取したと説明しているが、その記録が存在しない理由
- ・相談内容が「どこに問題があったか一緒に考えていただけないでしょうか」となっているにもかかわらず、検討文書が存在しない理由
- ・回答文書を作成する際の内部協議・決裁手続をどのように行ったのか
- ・内部メール、メモ、共有文書等が一切存在しないと判断した根拠

【3】区長とのやり取り記録が存在しない理由

- ・区長から事情を聴取したと説明しているが、その内容を記録しなかった理由
- ・4月27日のメールで区長に伝えていただきたいこと4点を依頼しましたが、その記録が抜け落ちている理由。
- ・行政として、住民相談に関する事実確認を記録しない運用の有無

【4】「公文書として作成していない」と判断した法的根拠

- ・半田市情報公開条例第2条第2号の解釈
- ・職員が職務上作成・取得した文書が公文書に該当しないと判断した理由
- ・総務省通知等における「公文書」の定義との整合性

以上につき、令和8年6月23日までに文書にて回答を求めます。

本書は、行政の説明責任および公文書管理の適正性を確認するための正当な要求であり、後日の手続のため記録として提出するものです。

以上